

第1号様式

〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書

(あて先) 川崎市長

本社所在地(履歴事項全部証明書に記載されている住所)を記入

〒 XXX-XXXX

住所 〇〇市〇〇区〇〇町 XX-XX

名称 〇〇株式会社

代表者の職名・氏名を記入

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業実施事業所名	〇〇株式会社 川崎事業所
補助事業実施事業所住所	〒 △△△-△△△△ 川崎市 〇〇区 〇〇町 XX-XX
実施事業(導入設備)	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー源利用設備 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 小水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> バイオマス利用設備 <input type="checkbox"/> 上記に示した発電設備と連携して導入する蓄電池、V2H <input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー型設備 <input type="checkbox"/> 空気調和設備 <input checked="" type="checkbox"/> 燃焼設備 <input type="checkbox"/> 業務用燃料電池 <input type="checkbox"/> 空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等 <input type="checkbox"/> 上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置
補助対象経費総額	X, XXX, XXX円
補助金申請額	XX0, 000円(1万円未満切捨て)
二酸化炭素排出量削減効果	X X X t-CO ₂ /年(小数第1位未満切捨て)

撤去設備処分費や消費税などは補助対象経費に含まれませんので御注意ください。

1万円未満は切捨てとなります。

私は、下記の1から5の内容に同意した上で、本申請を行います。

同意事項

- 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。
- 本補助金交付要綱第3条(詳細は裏面)に該当する事業者です。
- 暴力団又は暴力団員ではありません。役員又は役員と同等の責任を有する者の中に暴力団員に該当する者はいません。
- 市税の滞納が判明した際には交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。
- 期限内に完了届を提出できない場合は、交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。

(補助事業に係る情報) (□は、該当するものに☑をしてください)

国・県補助金等の申請状況	■なし □あり (補助制度の名称:) (補助事業に係る総事業費: 円) (補助対象経費: 円) (補助金申請額: 円)
工事施工予定期間	○○年○○月○○日 ~ ○○年○○月○○日 ※ 事業完了届提出期限は令和7年3月17日です。
工事施工予定業者	名称 ○○株式会社 所在地 ○○市○○区○○町 XX-XX 電話番号 XXX-XXX-XXXX
申請手続事務の代行	□なし ■あり (会社名: 株式会社×××) ※ 第10号様式を提出してください。
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について (対象業種)	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 ■ 中小企業者 ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有していない事業者 ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者 □ 学校法人 ア 私立学校法に規定する学校法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以下 医療法人 ア 医療法に規定する医療法人 イ 常時使用する従業員の数が300人以下 社会福祉法人 ア 社会福祉法に規定する社会福祉法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以下
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について (役員及び市税)	次に掲げる全ての要件を満たすことを確認しました。 ■ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない ■ 川崎市税(法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。)の納税義務者である ■ 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない ■ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している
川崎市地球温暖化対策推進条例等に定める「中小規模事業者」への該当について	■ 川崎市内に設置している全事業所の令和5年度における原油換算エネルギー使用量合計は、1,500キロリットル未満であることを確認しました。 ■ 事業活動に用いる自動車のうち、川崎市内に使用の自動車であるものは、令和6年3月31日時点において、100台未満であること ■ 川崎市内に設置している全事業所の年間排出量は、いずれの物質についても3,000トン未満であること

対象業種に該当することを確認のうえチェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

各項目について確認ができましたら、チェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。

各項目について確認ができましたら、チェックを入れてください。申請内容に虚偽がある場合は、補助金の取消、返還の対象になりますので御注意ください。